

倉敷市における就労継続支援A型事業所の指定等に係る事務手続きについて

令和2年12月策定（令和3年12月一部変更）
倉敷市保健福祉局社会福祉部障がい福祉課

1 趣旨

平成29～30年にかけて、本市就労継続支援A型事業所計10か所が閉鎖となったことを受け、令和元年6月に本市が策定・公表した検証報告書において、今後実施すべき内容として掲げていたとおり、本市におけるA型事業所指定等の事務手続きを次のとおりとする。

2 指定事務の流れ(※1)

手続き		内容	
(1)	期間を限定して事前協議受付	新たに指定する定員上限を示し、事前協議を受け付ける。(年1～2回程度期間を設ける。)	
(2)	事前協議内容審査	① 担当課による第一次審査	必要な挙証書類の追加提出を求める場合あり
		② 倉敷市就労継続支援A型事業所経営アドバイザー会議(※2)	主に事業計画等の採算性、実現性等に関して、担当課が外部専門家による助言を受ける。
		③ 倉敷市就労継続支援A型事業所指定等審査会(※3)	事前協議内容を最終審査 各委員が採点し、定員上限の範囲内で、「基準等を満たす適正な運営が可能」か否かを判断する。
(3)	審査結果通知	事前協議者に審査結果を通知	
(4)	指定申請書提出	審査結果が「基準等を満たす適正な運営が可能」の場合に提出	
(5)	指定申請書審査	担当課による書面審査	
(6)	指定	指定希望月の1日付け指定(前月末迄に通知)	

※1 従前の指定事務は、概ね3か月前頃の窓口での事前協議を経て、(4)～(6)の流れで行っていた。

※2 A型事業所新規指定等における事業計画等について、専門的立場からの助言を受ける目的で開催する。公認会計士2名、中小企業診断士2名で構成。会議は非公開とし、構成員は匿名とする。

※3 A型事業所の新規指定申請等の適否判断に当たって、厳正かつ公平な審査を行うため、市内部に設置。会議は非公開。必要に応じて、事業所関係者等の出席を求める場合がある。

3 事前協議内容の審査事項(主なもの)

(1)生産活動収入から生産活動に係る経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない等を定めたA型事業所運営基準を遵守できる事業計画か。

(2)一般就労に向け利用者に対して適切な支援を行うことができるか。

(3)資金繰り(借入状況・資金調達方法等)から、法人安定性、事業継続可能性は十分にあるか。

4 指定事務スケジュールの目安

4か月前頃	3か月前頃	前々月上旬～中旬	前々月末まで	前月	指定当月
事前協議受付期間	事前協議内容審査 (①担当課一次審査 →②アドバイザー会議 →③審査会)	審査結果通知	指定申請書類提出	書類審査結果○ →末日までに 指定通知	指定 (1日付け)